

# 兵庫県公報

令和3年3月31日 水曜日 第9号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

ページ

- 使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（防災企画課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ●使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第12号）

使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例のうち、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの観覧料の基準額に係る改正規定の施行期日を令和3年4月27日とすることとした。

## 規 則

使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第12号

#### 使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例及び阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年兵庫県条例第7号）附則第2号に規定する規則で定める日は、令和3年4月27日とする。